



# 株式会社ワイズ関西 ホームヘルパー養成研修（2級課程）通信制 ワイズぐっどライフスクール 募集要項

## 開講の目的

福祉サービス利用者の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するために専門的知識及び技術を有する介護員の養成を図ることを目的としています。

## 第1条（事業者の名称・所在地）

名称 株式会社ワイズ関西

所在地 滋賀県草津市野村5丁目4番9号 ITOビル

## 第2条（受講料、実習費、教材代、その他）

受講（実習費・教材費込み）費用 一括払75,000円

\*実習時に必要な健康診断費用は個人負担となります。

## 第3条（研修事業の名称および課程）

ワイズぐっどライフスクール

「ホームヘルパー養成講座（2級課程）」

## 第4条（スクーリング実施場所・地域）

教室1 ㈱ワイズ関西3F教室（滋賀県草津市野村4番9号 ITOビル3F）

演習室1 綾羽高等学校 介護福祉科 実習室（滋賀県草津市西渋川一丁目18番1号）

実習施設 別添「実習施設一覧表」内の施設において実施します。

## 講義を通信の方法によって行う地域

滋賀県・奈良県・京都府

## 第5条（研修期間）

平成24年3月24日（月）～平成24年9月19日（水）（受講申込後テキスト到着時より受講開始可）

## 第6条（受講資格および定員）

介護サービスに従事することを希望する方、介護の知識・技術を学びたい方で全講義受講できる方。

年齢・国籍・経験・学歴は問いません。 \*定員は30名となります。

## 第7条（研修カリキュラム）

別添「第4回 ホームヘルパー養成研修

（2級課程）予定表」をご覧ください。

## 第8条（使用教材）

### I 教材

発行 財団法人 介護労働安定センター 編集 訪問介護員養成研修2級課程テキスト編集委員会  
平成23年3月改訂版 ホームヘルパー2級課程テキスト15分冊セット

### II 副教材

DVD（基本介護技術10巻）

## 第9条（担当講師）

別添「第4回 ホームヘルパー養成研修（2級課程）予定表内 担当講師」をご覧ください。

## 第10条（募集時期および受講の手続き）

平成24年3月24日から受付を開始し平成24年6月15日に締め切ります。

但し定員になり次第募集を終了させていただきます。

## 第11条（科目の免除）

I 3級課程を修了されている方（26時間）

II 介護職員として現に1年以上の実務経験を有する方（22時間） II該当の方で3級課程修了の方（34時間）

III 介護サービス技能審査合格証書を有する方（113時間）

IV 現に有効な家庭看護法介助員認定証（ヘルパーコース修了の押印のあるものに限ります）または家庭看護法指導員認定証を有する方（30時間）

免除についての詳細は別添「科目免除一覧表」をご確認下さい。

免除額 I（18200円）II（15400円～23800円）III（79100円）IV（21000円）

## 第12条（修了の認定）

第7条に定めるカリキュラムにおいて52時間のスクーリング、実習30時間を修了し、必要とされる添削物を提出し各添削問題が合格基準点（70点）に達した者を修了者と認めます。

## 第13条（修了証明書の交付）

第12条により修了を認定された方は、当社において滋賀県介護養成研修事業実施要綱に規定する修了証明書を交付し滋賀県知事に修了者名簿を提出させていただきます。

修了証の紛失があった場合は、修了者の申し出により再発行を行なうことができます。

#### 第14条 (スクーリング欠席者の扱い)

各教科の開始前に出欠確認を行ないます。その際に確認が取れない方は欠席扱いとさせていただきます。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により連絡を入れて下さい。

#### 第15条 (補講および補講に係わる費用について)

スクーリングの一部を欠席した方で、やむを得ない事情があると認められる方については総時間数の1割を上限とし、補講を行うことにより当該科目を修了したものとします。また、補講の実施は原則として当校において実施する予定ですが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合があります。補講費用は、一時間500円となります。

#### 第16条 (受講の手続き)

申込用紙に必要事項を記入し提出して頂き、指定の期日までに振込みもしくは現金にて受講料を納入して下さい。尚、研修の開始までに受講料の確認がされない場合は、受講を断る場合があります。

#### 第17条 (受講の取り消し)

受講者が受講の取り消しをしようとするときは、所定の受講取り消し届を提出して下さい。受講者が当会の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為のあった場合は受講の取り消しを命ずることがあります。

- A. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる方
- B. 研修の秩序を乱している方
- C. 当該研修において受講申込者が15名以下の場合、事業者は研修を休止し、解約する事ができます。

#### 第18条 (受講料の返還)

研修開始後の受講料は、当社に非がある場合を除き返還致しません。

#### 第19条 (管理方法)

修了者は修了者名簿に記載し滋賀県で指定された様式に基づき知事に報告させていただきます。研修事業は当社ライフケア事業部で行ないます。

#### 第20条 (施行細則)

この募集要項に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は当社がこれを定めます。

#### 第21条 (個人情報)

お申込みいただいた個人情報は、滋賀県への本講座実施報告、職業相談の参考資料に用いることの外第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

#### 第22条 (情報開示の方法)

ホームページアドレス等  
<http://www.wise-lifecare.com>

#### その他 (就業先の紹介について)

当社は修了者への就業先の紹介を行なっています。希望者は、ワイズ関西ライフケア事業部へ登録して下さい。当社にて就業して頂いた方には受講料の一部キャッシュバックを行なっています。お気軽にお問合せ下さい。